

## 第九号

徳島県民環境関係手数料条例の一部改正について

徳島県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県民環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中百九十一の二の項及び百九十二の項を削り、百九十三の項を百九十二の項とし、百九十四の項を百九十三の項とし、百九十五の項を百九十四の項とし、同表の備考第二号中「当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

組織の再編に伴い、徳島県民環境関係手数料条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。